

# 和歌山市公報

令和6年(2024年)10月15日 第1785号

 発行所
 和歌山市役所

 発行日
 毎月1日15日

# 目 次

# 【規 則】

_	··· <del>-</del>		
番号			ページ
56	和歌山市観光桟橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・	(観光課)	3
[ -	告 示】		
388	令和6年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財政課)	4
389	公示送達(交付要求通知書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(納税課)	5
390	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・	(環境政策課)	6
391	公示送達(交付要求通知書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(国保年金課)	8
392	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・	(障害者支援課)	9
393	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	10
394	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	11
395	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	13
396	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	14
397	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	15
398	公示送達(市民税県民税森林環境税納税通知書)・・・・・・・・・・・・	(市民税課)	16
399	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・	(障害者支援課)	17
400	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・	(障害者支援課)	18
401	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	19
402	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・	(指導監査課)	20
403	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び介護保険法の規定によ		
	る指定地域密着型サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	21
404	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・・・・・・	(指導監査課)	22
405	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	23
406	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定		
	自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	24
[ -	公告】		
_	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(地籍調査課)	25
_		(* LITERY) LEWIC	20
	選挙管理委員会告示 】		
22	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	26
23	参議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の設置		
	場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	27
24	参議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所・・	(選挙管理委員会事務局)	28

25	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第9 3投票区の閉鎖時刻の繰上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	20
26	まで表にいればいる。 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職	(選手官/任安貝云事伤/可)	29
20	務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	30
27	衆議院員議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票		
	管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	31
28	衆議院員議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票		
	管理者及びその職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	32
29	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	33
30		(選挙管理委員会事務局)	34
31	選挙管理委員会の招集(令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第30号)の一部		
	改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	35
	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	36
33	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所内における候		.=
0.4	補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	37
34	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における和歌山市開票区の開票の場所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	38
35	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき	(选学官)生安貝云事伤问)	30
55	者を定めるくじを行う場所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	39
36	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所等・・・	(選挙管理委員会事務局)	40
37			10
	Ft	(選挙管理委員会事務局)	41
38	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投		
	票所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	42
39	衆議院員議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票		
	管理者及びその職務代理者(令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第28号)の		
	一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	43
		(選挙管理委員会事務局)	43
[ {	教育委員会告示 】		
15	<b>教育委員会告示 】</b> 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	44
15	教育委員会告示 】		
15 16	<b>教育委員会告示 】</b> 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	44
15 16	<b>教育委員会告示</b> 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	44
15 16	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	44
15 16	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課)	44 45
15 16 ( •	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課)	44 45 46
15 16	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局)	44 45 46
15 16 ( •	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課)	44 45 46
15 16 ( )	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局)	44 45 46
15 16 ( )	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局)	44 45 46
15 16 ( )	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局) (農業委員会事務局)	44 45 46 47 48
15 16 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局) (農業委員会事務局) (農業委員会事務局)	44 45 46 47 48
15 16 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	教育委員会告示 】 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課) (教育政策課) (教育政策課) (農業委員会事務局) (農業委員会事務局) (企業総務課) (企業総務課)	44 45 46 47 48 49 50

#### 和歌山市公報 (第1785号) 令和6年 (2024年) 10月15日

和歌山市観光桟橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。 令和6年10月8日

和歌山市長 尾花正啓

# 和歌山市規則第56号

和歌山市観光桟橋条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 和歌山市観光桟橋条例の一部を改正する条例(令和6年条例第26号)の施行期日は、令和6年10月 9日とする。

#### 和歌山市告示第388号

令和6年10月2日市長において専決処分した令和6年度補正予算の要領は、次のとおりである。 令和6年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

令和6年度和歌山市一般会計補正予算(第5号)

令和6年度和歌山市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,758千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ156,188,424千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 和歌山市告示第389号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例( 昭和29年条例第30号)第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和6年10月4日

和歌山市長 尾 花 正 啓

(別表省略)

#### 和歌山市告示第390号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を 記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月 4日

和歌山市長 尾花正啓

#### 1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 南海化学株式会社 和歌山工場 和歌山市小雑賀1丁目1番38号 取締役 谷﨑 彰男

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地 南海化学株式会社 和歌山工場 和歌山市小雑賀1丁目1番38号

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第46号ニに掲げる廃ガス洗浄施設

(4) 特定施設に関する事項 新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項 別表第2のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量 別表第3のとおり

#### 2 縦覧の期間及び場所

(1)期間

令和6年10月 4日から令和6年10月25日まで

(2)場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

<del>}</del>	新設		
<b>E施設番号及び名称</b>	第46号ニ 廃ガス洗浄施設		
± =	ヒュームフート	、廃ガス洗浄	
要寸法	2,900mm×750mm×	×2,350mm	
b	排気風量 33m³/	min	
日当たりの使用時間	最大8時間		
目の季節的変動の有無	なし		
項目	通常	最大	
рН	6. 7	7.2	
BOD (mg/L)	3. 5	4. 1	
COD (mg/L)	1.0以下	1.0以下	
SS (mg/L)	15. 2	24.3	
n - ヘキサン抽出物質 (mg/L)	2. 2	3.7	
全窒素 (mg/L)	1以下	1以下	
	項目 pH BOD (mg/L) COD (mg/L) SS (mg/L) nーヘキサン抽出物質 (mg/L)	度施設番号及び名称 第46号二 廃せ ヒュームフート 要寸法 2,900mm×750mm 対	

# 

全燐 (mg/L)	1以下	1以下		
汚水等の1日当たりの量(m³)	0	0. 1		
	洗浄水は循環式の為、日々の排出			
   備考	水は発生しません。年2回100kg			
	程度の洗浄水を排水処理設備へ排			
	水し、下水に排	水します。		

# 別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	,	既設				
施設	名	排水処理部	<b>送備</b>			
構造	Ì	シックナー	ー・フィルタ	タープレス		
能力	1	150t/日				
処理	の方式	中和				
1日	当たりの使用時間	連続 24 時	間			
使用	の季節的変動の有無	なし				
汚	区分	通常		最大		
水等	項目	処理前	処理後	処理前	処理後	
の汚	pН	1. 5-13	6. 0-8. 0	13	8. 0	
	BOD (mg/L)	200	100	200	100	
態	SS (mg/L)	800	100	800	100	
汚水	等の1日当たりの量(m³	31	31	41. 1	41. 1	

# 別表第3 排出水の汚染状態及び量

	区分	即	設
		間接冷却水	(和歌川放流)
排	項目	通常	最大
出水	рН	6. 7	7.2
の	BOD (mg/L)	3. 5	4. 1
汚	COD (mg/L)	1.0以下	1.0以下
染状	SS (mg/L)	15. 2	24. 3
態	n-H e x (mg/L)	2. 2	3. 7
	T-N (mg/L)	1以下	1以下
	T-P (mg/L)	1以下	1以下
排出、	出水の1日当たりの量(m³	5, 250	5, 500
備考	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

#### 和歌山市告示第391号

交付要求通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の20規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき交付要求通知書は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和6年10月4日

和歌山市長 尾花正啓

(別表省略)

#### 和歌山市告示第392号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則(平成15年規則第11号)第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 4日

和歌山市長 尾花正啓

氏名		医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日	
竹内 作	伸之	竹内内科胃腸科	和歌山市西浜973-12	腎臓機能障害、 ぼうこう・直腸機能障害、 小腸機能障害	令和6年9月10日	

# 和歌山市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条 第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番	事業所の	事業所の所在	指定に係る	主たる対象	事業者の名	事業者の主たる	指定年月	廃止年
号	名	地	種類	とする障害	称	事務所の所在地	日	月日
	称			種別				
3010122756	みらい発	和歌山市神	就労移行	特定なし	株式会社	和歌山市神前	平成30	令和6
	達塾ダッ	前85-5	支援		健康まん	85-5	年9月1	年8月
	ク				てん		目	31日
3010123895	ヘルパー	和歌山市冬	重度訪問	特定なし	一般社団	和歌山県紀の	令和4年	令和 6
	ステーシ	野 703-9	介護		法人 幹	川市貴志川町	4月1日	年9月
	ョン幹は					長原 528 番地 7		30 日
	うす							
3020122762	ユイマー	和歌山市磯	共同生活	知的障害	合同会社	和歌山市土入	平成 30	令和 6
	ル	の浦 555-97	援助	者、精神	楽	168-35	年 10 月	年9月
				障害者			1 目	30 日
3010123333	幹はうす	和歌山市冬	自立訓練	精神障害	一般社団	紀の川市貴志	令和2年	令和6
		野703一	(生活訓	者	法人 幹	川町長原52	6月1日	年9月
		9	練)			8番地7		30日
			אושי					301

# 和歌山市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

						和歌川巾長	毛 化 止	
事業所番号	事業所の名 称	事業所の所在 地	指定に係る 種類	主たる対象 とする障害 種別	事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月 日	指定の有 効期限
3010124	アクア和歌	和歌山市栄	居宅介	身体障害	株式会社	愛知県東海市	令和6年	令和 12
588	山訪問介護	谷 431 番地	護、重度	者、難病	スタッフ	名和町後酉 19	10 月 1	年 9 月
		1	訪問介護	等対象者	シュウエ	番地	日	30 日
					イ			
3020123	グループホ	和歌山市狐	共同生活	身体障害	株式会社	大阪府大阪市	令和6年	令和 12
646	ームこのみ	島 401 番地	援助	者、知的	トイパレ	住吉区杉本二	10 月 1	年 9 月
		7		障害者、	ット	丁目25番5号	日	30 日
				精神障害				
				者				
3010124	コスモス	和歌山市加	生活介護	特定なし	株式会社	和歌山市加納	令和6年	令和 12
596		納 206 番地			ケアプリ	208 番地 12	10 月 1	年 9 月
		2			ュス		日	30 日
3010124	ヘルパース	和歌山市和	居宅介	特定なし	合同会社	和歌山市和歌	令和6年	令和 12
638	テーション	歌浦東 2 丁	護、重度		陽葵	浦東 2 丁目 9-	10 月 1	年 9 月
	陽葵	目 9-61 ネ	訪問介護			61 ネクサス	日	30 日
		クサス和歌				和歌浦 I 302		
		浦 I 302				号室		
		号室						
<u> </u>								

				, ,,	Tall to a second		۸ :	A
3020123						大阪府中央区		
638	ね和歌山	ノ瀬 215-15	援助	者、精神	ケアラボ	上本町西一丁		
				障害者		目1番16-1202	目	30 日
2010101		チョン・ナナ		6- 46 P <del>*</del> 4-	TH V 1	7- W. J	Δ T= 0 F=	Λ T- 10
						和歌山市美園		
604		紺屋町2丁				町 3 丁目 4-1		
	ゆう	目 49 番地		児、精神		グランメール	Ħ	30 日
		メゾンシャ		障害者、		美園 602		
		トレ4-B		難病等対				
				象者				
3010124	共同生活援	和歌山市船	短期入所(	特定なし	有限会社	和歌山市市小	会和6年	<b>令和12</b>
620		所187-		1476.80		路30-1	10月1	年9月3
020	の家Ⅱ	1	11/11/		ンクリー	рц 0 0 1	日日	0日
	->3(11	<b>-</b>			ン			1
					•			
3010124	共同生活援	和歌山市船	短期入所(	特定なし	有限会社	和歌山市市小	令和6年	令和12
612	助 さくら	所187-	併設型)		和歌山サ	路30-1	10月1	年9月3
	の家Ⅱ	1			ンクリー		目	0 目
					ン			
						和歌山市美園		
620		口西 93 番地	援助	者、精神	優	町 3 丁目 4-1		
	ムゆうの家	1		障害者		グランメール	日	30 日
	1号館					美園 602		
						(会和6年1)		

#### 和歌山市告示第395号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月21日及び同月27日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年9月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3)費用

自 転 車	1台につき	2, 500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
  - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

#### 和歌山市告示第396号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年9月17日、同月18日及び同月24日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

- 4 返還を受けるために必要なもの
- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3)費用

自 転 車	1台につき	2, 500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

- 5 返還できる日時等
- (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

- (3) その他
  - (1) 及び(2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。
- 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

#### 和歌山市告示第397号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年条例第9号)第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年10月10日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自 転車等放置禁止区域	令和6年6月22日	令和6年7月10日
和歌山市内一円市道上、無 料駐輪場、松下体育館	令和6年6月17日、同月18日、 同月20日、同月21日、同月24 日、同月25日、同月26日及び同 月28日	令和6年7月10日

#### 4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

#### 和歌山市告示第398号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。 令和6年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市告示第399号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則(平成15年規則第11号)第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 11日

和歌山市長 尾花正啓

	氏名		医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
	西村	弘	西村内科医院	和歌山市榎原13-4	心臓機能障害、 腎臓機能障害	令和6年10月1日

#### 和歌山市告示第400号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則(平成15年規則第11号)第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 10月 11日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
中場 千尋	中場胃腸科内科	和歌山市紀三井寺620-9	腎臓機能障害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう・直腸機能障害、 小腸機能障害	令和5年9月30日

# 和歌山市告示第401号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
アネットサービス株	デイサービスケアネッ	地域密着型通所	令和6年7月31日
会社	卜布引	介護	
	和歌山市布引704-		
	3		
式会社サポートトラ	えぇわっしょ貴志川	地域密着型通所	令和6年9月3日
アングル	和歌山県紀の川市貴志	介護	
	川町北843		
く会社ライトハウス	デイサービスセンター	地域密着型通所	令和6年9月30日
	ライトハウス	介護	
	和歌山市黒田272		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	又は氏名 マネットサービス株 社  ご会社サポートトラ	又は氏名       事業所の名称及OFFI在地         アネットサービス株       デイサービスケアネット布引         和歌山市布引704-3       ええわっしょ貴志川         な会社サポートトラ       ええわっしょ貴志川         和歌山県紀の川市貴志川町北843       川町北843         ご会社ライトハウス       デイサービスセンターライトハウス	又は氏名   事業所の名称及の所在地   サービスの種類   マネットサービス株   デイサービスケアネッ   地域密着型通所   介護   和歌山市布引 7 0 4 - 3

# 和歌山市告示第402号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を 廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平 成28年規則第94号)第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者の名称又は 氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701	ケアネットサービ ス株式会社	デイサービスケアネット 布引 和歌山市布引 7 0 4 - 3	予防給付型通所 サービス	令和6年7月31日
30701	株式会社ライトハ ウス	デイサービスセンターラ イトハウス 和歌山市黒田272	予防給付型通所 サービス	令和6年9月30日

# 和歌山市告示第403号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文、第42条の2第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険	事業者又は開設者の	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
事業者番号	名称又は氏名			
3 0 6 0 1	株式会社スタッフシュウ	アクア和歌山訪問看護	訪問看護	令和6年10月1
91636	エイ	和歌山市栄谷431番地1		目
3 0 7 0 1	株式会社スタッフシュウ	アクア和歌山訪問介護	訪問介護	令和6年10月1
15039	エイ	和歌山市栄谷431番地1		日
3 0 9 0 1	株式会社トライリスタ	リスタデイサービス和歌山	地域密着型通	令和6年10月1
0 1 8 5 2		和歌山市黒田272	所介護	日

# 和歌山市告示第404号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則(平成28年規則第94号)第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901	株式会社トライリス	リスタデイサービス和歌山	予防給付型通所サービス	令和6年10月1
01852	タ	和歌山市黒田272		日

#### 和歌山市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社 河西 薬局	和歌山市島橋東ノ丁 243-67	和歌山市狐島 2 4 3	和歌山市島橋東ノ 丁243-67	令和3年11月1日
有限会社 岩本薬局 ふじと台店	和歌山市ふじと台6番 地 ふじと台駅前ビル 「エスタシオン」4階	和歌山市中575 番地3 ふじと台 駅前ビル「エスタ シオン」4階	和歌山市ふじと台 6番地 ふじと台 駅前ビル「エスタ シオン」4階	令和6年6月15日
イオン薬局和歌山店	和歌山市ふじと台23 番地 イオン和歌山店 1階	和歌山市中字楠谷 573番地 イオ ン和歌山店1階	和歌山市ふじと台 23番地 イオン 和歌山店1階	令和6年6月15日

#### 和歌山市告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援	指定自立支援	医療機関の名称	医療機関の名称	変更年月日
医療機関の名称	医療機関の所在地	変更前	変更後	
ユニスマイル薬局	和歌山市園部 5 9 6	エムハート薬局	ユニスマイル薬局	令和6年10月1日
そのべ店	番地 1 6 号	くるみ店	そのべ店	

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年10月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
- (1)和歌山市野崎字南側53番4
- (2)和歌山市野崎字南側53番6
- (3)和歌山市野崎字南側53番7
- (4)和歌山市野崎字南側53番8
- 2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

- 3 筆界案を確認することができる者 1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間(ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間) 意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第22号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。 令和6年10月3日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和6年10月8日(火)午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式を定めるについて
  - (3) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における登録の移替えをしない期間を定めるについて
  - (4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等 の郵便等をもって発送する日を定めるについて
  - (5) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する場所について
  - (6) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を定めるについて
  - (7) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開始時刻の繰り下げについて
  - (8) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人の期日前投票所を定めるについて
  - (9) 委員長専決処分について
  - (10) 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
  - (11) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を定めるについて
  - (12) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所閉鎖時刻の繰り上げについて
  - (13) 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
  - (14) 衆議院議員総選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
  - (15) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任 について
  - (16) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について
  - (17) 衆議院議員総選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
  - (18) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務代理 者の選任について
  - (19) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査におけるポスター掲示場の 設置場所を、次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

1設置箇所数590箇所2設置場所別表省略

# 和歌山市選挙管理委員会告示第24号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、 次のように定める。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第65投票区及び第93投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

1 投票所名 第65投票区 加太地区会館大川分館

第93投票区 淹畑地区公民館

2 閉鎖時刻 午後6時00分

# 和歌山市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

# 和歌山市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理 者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

# 和歌山市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第29号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。 令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和6年10月11日(金)午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地 和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について
  - (2) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任 について

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第30号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。 令和6年10月8日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和6年10月14日(月)午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地 和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (3) 選挙人名簿に登録するについて
  - (4) 直接請求に必要な選挙人の数について
  - (5) 選挙人名簿から抹消するについて

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第31号

和歌山市選挙管理委員会の招集(令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第30号)の一部を次のように改正する。

令和6年10月10日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和6年10月14日(月)午前9時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地 和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (6) 選挙人名簿に登録するについて
  - (7) 直接請求に必要な選挙人の数について
  - (8) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (9) 在外選挙人名簿に登録するについて

# 和歌山市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮原秀明

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第 5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

6,014人

2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

100,226人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6分の1の数

> 50,113人 (令和6年10月14日掲示済)

### 和歌山市選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和6年10月15日(火)午後5時30分

### 和歌山市選挙管理委員会告示第34号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における和歌山市開票区の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

1 開票の場所 和歌山市土入318番地1 和歌山市立市民体育館

2 開票の日時 令和6年10月27日(日) 午後9時30分

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第35号

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における候補者から届出のあった 開票立会人となるべき者が10人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のとき の開票立会人となるべき者を定める「くじ」を行う場所及び日時を次のように定める。

令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

- 1 場 所 和歌山市西汀丁36番地 選挙管理委員会事務局 会議室
- 2 日 時 令和6年10月24日(木)午後5時30分

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第36号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間を、次のとおり定める。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮原 秀明

1 期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局

和歌山市市小路192番地3 和歌山市河北コミュニティセンター1階

和歌山市寺内665番地 和歌山市東部コミュニティセンター1階

和歌山市紀三井寺856番地 和歌山市南コミュニティセンター3階

和歌山市直川326番地7 和歌山市さんさんセンター紀の川1階

和歌山市布施屋41番地 和歌山市河南コミュニティセンター1階

和歌山市小雑賀805番地1 オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

和歌山市ふじと台23番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

2 期日前投票所を設ける期間

令和6年10月16日(水) ~ 同月26日(土) 午前8時30分~午後8時まで (令和6年10月15日掲示済)

### 和歌山市選挙管理委員会告示第37号

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所である和歌山市河北コミュニティセンター1階、和歌山市東部コミュニティセンター1階、和歌山市南コミュニティセンター3階、和歌山市さんさんセンター紀の川1階、和歌山市河南コミュニティセンター1階、オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横及びイオンモール和歌山3階イオンスタイル前において、次のとおり開始時刻の繰り下げをする。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮原 秀明

#### 開始時刻

(1)	和歌山市河北コミュニティセンター1階	午前9時	
(2)	和歌山市東部コミュニティセンター1階	午前9時	
(3)	和歌山市南コミュニティセンター3階	午前9時	
(4)	和歌山市さんさんセンター紀の川1階	午前9時	
(5)	和歌山市河南コミュニティセンター1階	午前9時	
(6)	オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横	午前9時	
(7)	イオンモール和歌山3階イオンスタイル前	午前10時	
			(令和6年10月15日掲示済)

#### 和歌山市選挙管理委員会告示第38号

令令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙 人の期日前投票所を、次のとおり定める。

令和6年10月15日提出

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮原 秀明

期日前投票所 和歌山市西汀丁36番地

和歌山商工会議所1階市選挙管理委員会事務局

和歌山市市小路192番地3 和歌山市河北コミュニティセンター1階

和歌山市寺内665番地 和歌山市東部コミュニティセンター1階

和歌山市紀三井寺856番地 和歌山市南コミュニティセンター3階

和歌山市直川326番地7 和歌山市さんさんセンター紀の川1階

和歌山市布施屋41番地 和歌山市河南コミュニティセンター1階

和歌山市小雑賀805番地1 オークワセントラルシティ和歌山店書籍売り場横

和歌山市ふじと台23番地
イオンモール和歌山3階イオンスタイル前

## 和歌山市選挙管理委員会告示第39号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について(令和6年和歌山市選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。 令和6年10月15日

和歌山市選挙管理委員会 委員長 宮 原 秀 明

(別紙省略)

#### 和歌山市教育委員会告示第15号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。 令和6年10月7日

和歌山市教育委員会 教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年10月10日(木) 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
- (1) 9月定例市議会について
- (2) 令和6年10月1日及び2日付け人事異動について
- (3) 令和6年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について
- (4) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (5) 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(案) について
- (6) 令和6年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
- (7) 人事案件について
- (8) 人事案件について
- (9) その他

#### 和歌山市教育委員会告示第16号

教育委員会の招集(令和6年和歌山市教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。 令和6年10月9日

和歌山市教育委員会 教育長 阿形博司

3事案を次のように改める。

#### 3 事案

- (1) 9月定例市議会について
- (2) 令和6年10月1日及び2日付け人事異動について
- (3) 令和6年度花王音楽教育充実事業研究推進校の決定について
- (4) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (5) 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書(案) について
- (6) 令和6年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
- (7) 人事案件について
- (8) その他

和歌山市西コミュニティセンターの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成24年規則第7号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月9日

和歌山市教育委員会 教育長 阿 形 博 司

- 1 管理施設
  - 和歌山市西コミュニティセンター (和歌山市砂山南三丁目1番11号)
- 2 業務内容
- (1) 指定管理者の指定後速やかに行う業務
- (2) 案内等に関する業務
- (3) 施設の運営に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (5) 秩序保持及び安全管理に関する業務
- (6)業務報告に関すること。
- 3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

- 4 指定申込方法
- (1)募集要項の配布期間、配布場所及び配布方法
  - 期間 令和6年10月9日から同年10月31日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
  - 場所 和歌山市西汀丁 2 9 番地 和歌山市教育文化センター 1 階 生涯学習課公民館 振興班において配布
  - 上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能
- (2) 申込書の受付期間及び受付場所
  - 期間 令和6年10月9日から同年11月7日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午 後5時まで
  - 場所 和歌山市西汀丁29番地 和歌山市教育文化センター1階 生涯学習課公民館 振興班
    - (注意) 直接持参することとし、郵送等は認めない。

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。 令和6年10月7日

和歌山市農業委員会 会長 谷河 績

1 開催日時

令和6年10月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

- 3 審議案件
- (1) 農用地区域除外に係る意見について
- (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 非農地通知について
- (7) 和歌山市農地利用最適化推進委員の辞任について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。)第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。 令和6年10月10日

> 和歌山市農業委員会 会長 谷河績 (令和6年10月10日掲示済)

# 和歌山市企業局告示第36号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程(平成10年水道局規程第2号)第27条第2号の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

車架本	東米ボの夕秋	事業記の記た地		
事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番
				号
兵庫県三田市志手原920-	株式会社ヒカ	兵庫県三田市志手原	平成元年10月2	第59
1 8	リアクアテッ	920-18	3 目	6号
株式会社ヒカリアクアテック	ク			
代表取締役 湯浅 徹				
和歌山県岩出市根来434番	ユーシン	和歌山県岩出市根来	平成26年9月2	第54
地の1 (103号)		434番地の1(1	日	1号
ユーシン		03号		
代表者 木村 昌哉				
和歌山県海南市且来30-1	デンデンムシ	和歌山県海南市且来	令和2年1月17	第60
6		30 - 16	日	1号
デンデンムシ				
代表者 畑中 正巳				
和歌山市中之島493-15	イワタニ工業	和歌山市中之島49	平成26年1月1	第53
401	所	3-15 401	4日	7号
イワタニ工業所				
代表者 岩谷 共紀				
和歌山市神前8番地の18	竹本設備	和歌山市神前8番地	平成26年8月1	第 5 4
竹本設備		Ø18	日	0号
代表者 竹本 和之				
和歌山市和歌浦東1丁目6-	米福建材店	和歌山市和歌浦東1	平成29年7月2	第 5 7
3 2		丁目6-32	1日	8号
米福建材店				
代表者 井上 靖彦				

## 和歌山市企業局告示第37号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程(平成10年水道局規程第2号)第27条第3号の規定により告示する。

令和6年10月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市湊540番地の	タカヒロ設備	和歌山市湊540	令和6年9月12日	第547号
1 6		番地の16		
タカヒロ設備				
代表者 松野 考宏				

## 和歌山市企業局告示第38号

和歌山市排水設備等指定工事店条例(平成13年条例第26号)第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年10月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第652号	
変更年月日	令和6年9月5日	
	変更前	変更後
指定工事店名	有限会社栄起創建	
営業所所在地	和歌山市杭ノ瀬114番地8	
代 表 者 氏 名	代表取締役 藤本 みどり	代表取締役 藤本 和也

## 和歌山市企業局告示第39号

和歌山市排水設備等指定工事店条例(平成13年条例第26号)第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和6年10月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指定番号	第146号	
変更年月日	令和6年9月12日	
	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社関組	
営業所所在地	和歌山市関戸4丁目3番92号	
代 表 者 氏 名	代表取締役 関 儀平	代表取締役 関 祐亮